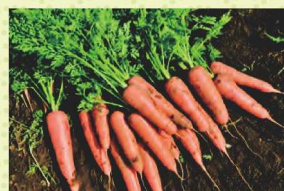


市 業 振 興 計 画

船 橋 農 業

平成 30 年 2 月
船 橋 市



はじめに



船橋市の農業は、大消費地である首都圏に位置する恵まれた立地を活かした県内有数の都市型農業地域として、にんじん・小松菜・枝豆等の野菜をはじめ、梨に代表される果樹、花き、畜産など多様な農畜産業が営まれています。

一方、中核市最大の人口 63 万人を誇る本市では、開発ニーズが強く、都市化の進展により農地の減少が続いています。また、農業従事者の高齢化や、担い手不足により農業者が減少するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中であっても、本市では、多くの若手農業者等が様々な活動に意欲的に取り組み、新しい都市農業の事業展開とともに、本市の魅力づくりの上でも大きな力となっています。

市では、こうした農業者が将来に希望を持ちながら、農業を営むことができる環境を充実させることが、市の発展の上でも不可欠であると考えております。

また、国においては、平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」へと明確にし、また都市農業の多様な機能を充分发挥していくことを目指すなど、都市農業の果たす役割への期待は、ますます大きくなっています。

そこで、船橋市の農業が多様な機能を発揮しながら、生産者はもとより市民の双方にとって魅力ある産業として持続的な発展をし、市民生活の豊かさの向上に寄与することができるよう、新たな「船橋市農業振興計画」を策定いたしました。

今後は、関係者の皆様のご協力を賜り、本計画に掲げた各施策を着実に推進し、「市民に愛され、元気と魅力にあふれた都市農業 ふなばし」を実現してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「船橋市農業振興計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、生産者及び関係団体ヒアリング、また各種アンケートや、パブリック・コメント等を通じてご意見をいただきました市民の方々、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年2月

船橋市長 松戸 徹

目次

序章 計画策定の背景と趣旨等	1
1. 背景と趣旨等	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置付け	1
第1章 船橋市の農業を取り巻く現状と課題	3
1. 船橋市の農業を取り巻く主な環境変化	3
2. 船橋市の農業の現状	4
3. 船橋市の農業の主な課題	13
第2章 船橋市農業振興計画の基本方針	15
1. 船橋市の農業の将来像	15
2. 施策の体系	15
3. 船橋市農業振興計画体系図	16
第3章 農業振興の内容	18
(方向性Ⅰ) 船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成	18
(方向性Ⅱ) 農地の利用促進と多様な機能の発揮	22
(方向性Ⅲ) 地産地消の推進と販売機会の拡大	25
(方向性Ⅳ) 付加価値・生産性の向上による収益性の確保	27
(方向性Ⅴ) 「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり	31
区域区分等に応じた施策展開	36
第4章 農業振興計画の推進に向けて	37
1. 関係主体の役割	38
2. 重点事業の役割分担	39
3. 目標指標	41
4. 重点事業(短期)の取組み順	43
参考資料	45
1. 策定経過	45
2. 船橋市農業振興計画検討委員会	46
3. 用語の説明	49
4. 船橋市都市農業対策協議会	52



船橋産『小松菜と
ホンビノス貝』のピッツァ



船橋にんじンドレッシング



船橋名産菓 梨の里



小松菜パウダー

ふなばし産品ブランド PR キャラクター
目利き番頭 船えもん



序章 計画策定の背景と趣旨等

1. 背景と趣旨等

日本の農業を取り巻く環境は、人口減少の顕在化や少子高齢化の進行、経済連携協定・自由貿易協定の締結拡大、食の安全への意識の高まり、東日本大震災後の防災意識の向上など、大きく変化しています。我が国の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農家の減少、耕作放棄地^(注)の存在など厳しい状況が続いていますが、都市農業の分野では、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定、平成28年に「都市農業振興基本計画」が策定され、景観や交流の場の創出、食育・教育、地産地消、環境保全、防災など、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮することへの期待が高まっており、こうした動きは市街地と共存して営農する本市の農業にとって振興を図る良い機会といえます。

このような環境変化を踏まえ、船橋市の農業を持続的に発展させ、そのポテンシャルを十分に発揮させていくための指針として、本計画を策定しました。

2. 計画の期間

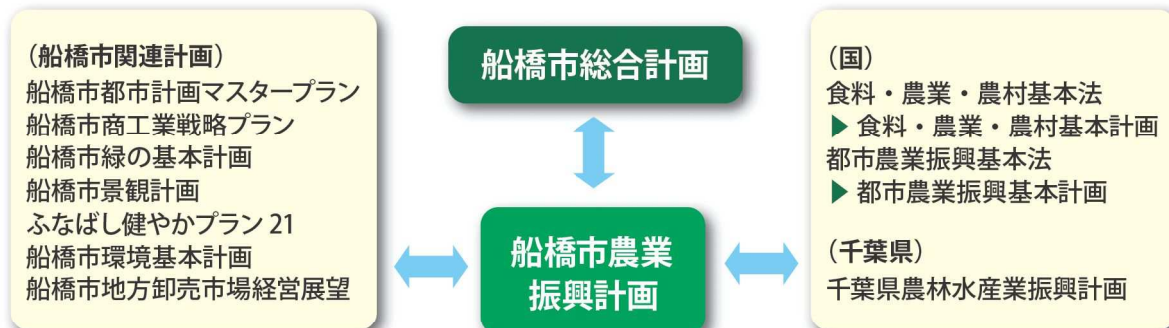
本計画の期間は、平成30年度を初年度に、平成39年度(2027年度)までの10年間とします。なお、期間中であっても計画の進捗状況や経済・社会情勢の環境変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3. 計画の位置付け

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とし、同計画の趣旨を踏まえながら本市の農業振興を計画的かつ総合的に進めていくために策定するもので、船橋市都市計画マスタープランや船橋市商工業戦略プランなど本市の関連計画及び国・千葉県の諸施策と密接な関係をもっています(図表1)。

また、都市農業振興基本法第10条における本市の地方計画を兼ねるものとします。

図表1 船橋市農業振興計画の位置付け



都市農業振興基本法 第十条

地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

船橋市総合計画

本市の最上位計画であり、市の将来像や基本的な施策等を体系的に定めた計画です。船橋市農業振興計画は、船橋市総合計画における農業分野での個別計画との位置付けです。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものです。

都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関して政府が講ずべき施策を定めたものです。都市農業という船橋農業の特性を踏まえながら、政府の施策との整合を図ります。

千葉県農林水産業振興計画

千葉県の総合計画に掲げられた、本県の農林水産業の目指す姿を実現するための具体的な取組みを示す計画です。

船橋市都市計画マスタープラン

本市の将来ビジョン、地域のあるべき姿、まちづくりの方針などを定めたものです。

船橋市商工業戦略プラン

本市の商工業の持続的な発展に向けた方向性及び成長戦略を定めた計画です。船橋ブランドの育成・PR や六次産業化^(注)等、農商工一体となった振興を図ります。

船橋市緑の基本計画

船橋市の緑の適正な保全及び緑化に関する施策について定めた計画です。都市における貴重な緑地空間である農地の保全という観点から、都市農業の振興により緑地の保全を推進します。

船橋市景観計画

本市の良好な景観の保全や形成に関する方針を定めた計画です。農地を生かした田園景観の保全・形成を図ります。

ふなばし健やかプラン 21

市民の健康の増進を図るための方向性や目標を定めた計画です。市民の食生活や食育における方針と連動しながら都市農業の多様な機能の発揮に取り組めます。

船橋市環境基本計画

本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を定めた計画です。農地は、雨水を涵養する機能など、環境保全においても重要な機能を有していることから、農地の適切な保全に努めていきます。

船橋市地方卸売市場経営展望

船橋市地方卸売市場の現状と課題を踏まえ、市場の活性化へ向けた基本方針と行動計画を定めた計画です。地産地消の観点から、船橋市地方卸売市場の方針と整合する農業振興施策の展開を図ります。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



第1章 船橋市の農業を取り巻く現状と課題

1. 船橋市の農業を取り巻く主な環境変化

○人口減少と少子高齢化

未婚・晩婚化が進む中、我が国では急速な少子化が進行しており、今後長期的な人口減少と高齢化が進行していくことが予測されています。こうした変化は、農業分野において、後継者不足や担い手の高齢化、食品市場の縮小に伴う農産物の需要減少など、厳しい影響をもたらすことが予想されます。

○市民の価値観やライフスタイルの変化

近年、消費者の食に対する意識の変化とともに、新鮮で安全安心な農産物を求める声が高まっています。また、都市部での生活において、利便性だけでなく潤いや安らぎを含めた質の高い生活を目指す傾向も強まっており、セカンドライフ、田舎暮らしなど、「農」ある暮らしの人気が高まっています。

○農業が担うべき多様な役割の変化

都市農業は、農産物を供給するだけでなく、環境保全や防災など多様な役割を担う産業として近年見直されています。国では、平成28年に策定した「都市農業振興基本計画」の中で、都市農業の有する多様な機能として、①農産物を供給する機能、②防災の機能、③良好な景観の形成の機能、④国土・環境の保全の機能、⑤農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、⑥農業に対する理解の醸成の機能、の6つを挙げ、その機能を十分に発揮していくことを目指しています。

○経済のグローバル化の進展

FTA(自由貿易協定)^(注)・EPA(経済連携協定)^(注)の締結拡大や、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)^(注)・RCEP(東アジア地域包括的経済連携)^(注)交渉の進展など、経済のグローバル化はますます進んでいます。こうした中、我が国の農業は、海外からの安価な輸入農産物との競争にさらされている一方、日本の高品質な農産物を海外に輸出する新たなチャンスも迎えています。

○指定後30年を経過する生産緑地(平成34年〈2022年〉以降)

都市部(市街化区域^(注))において指定されている生産緑地地区^(注)は、災害時の防災機能や良好な生活環境の形成など多様な機能を発揮する都市農地として重要な役割を果たしています。しかし、この多くが平成34年(2022年)から指定後30年を迎え、生産緑地法に基づき市への買取り申し出ができるようになりますが、買い取られた事例は少なく、生産緑地地区の行為の制限の解除による宅地化により都市農地が減少することが懸念されています。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

2. 船橋市の農業の現状

(1) 農地

船橋市の農地（農地台帳面積^(注)）は、1,280haで、行政区域^(注)面積（8,562ha）の約15%を占めています（図表2）。内訳をみると、田が230ha（構成比18.0%）、畑が836ha（同65.3%）、樹園地が212ha（同16.6%）と、約3分の2を畑が占めます。

市の北東部を中心に農業振興地域^(注)に指定され、うち536haが農用地区域^(注)となっています。また、市内には498地区・179ha（農地台帳面積に占める構成比14.0%）の生産緑地^(注)があり、住宅地と共存した営農が展開されています。

一方、担い手不足や収益性の悪化などを背景に耕作放棄地^(注)も発生しているため、その解消に向けて、後継者育成や貸し手と借り手のマッチングなどが進められています。

販売農家^(注)の経営耕地面積^(注)（農林業センサス^(注)による統計値）の推移をみると、直近の平成27年は932ha（平成17年比14.3%減少）と、宅地化の流れを受け減少傾向を辿っています（図表3）。

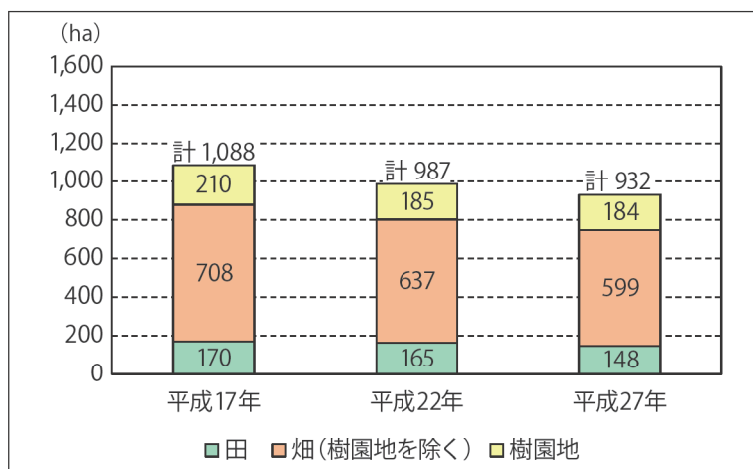
図表2 船橋市の農地

農地台帳面積 (H29.4.1 現在)	田	畑	樹園地	採草 牧草地	計
	230ha	836ha	212ha	2ha	1,280ha
農業振興地域内の 農用地区域面積 (H29.1.1 現在)	農用地区域面積				
	536ha				
生産緑地 (H29.12.15 現在)	地区数		面積		
	498 地区		179ha		
耕作放棄地面積 (H29 農地利用状況調査)	田	畑	樹園地	計	
	55.4ha	23.7ha	1.0ha	80.2ha	

（出所）農林水産省「農林業センサス」、船橋市農水産課資料、船橋市農業委員会資料より作成

（注〈図表〉）農地利用状況調査の結果については、地目・合計それぞれ、1,000平方メートル以下を四捨五入して、ヘクタールに換算しているため、地目内訳と合計が一致しない

図表3 経営耕地面積（販売農家）の推移



（出所）農林水産省「農林業センサス」

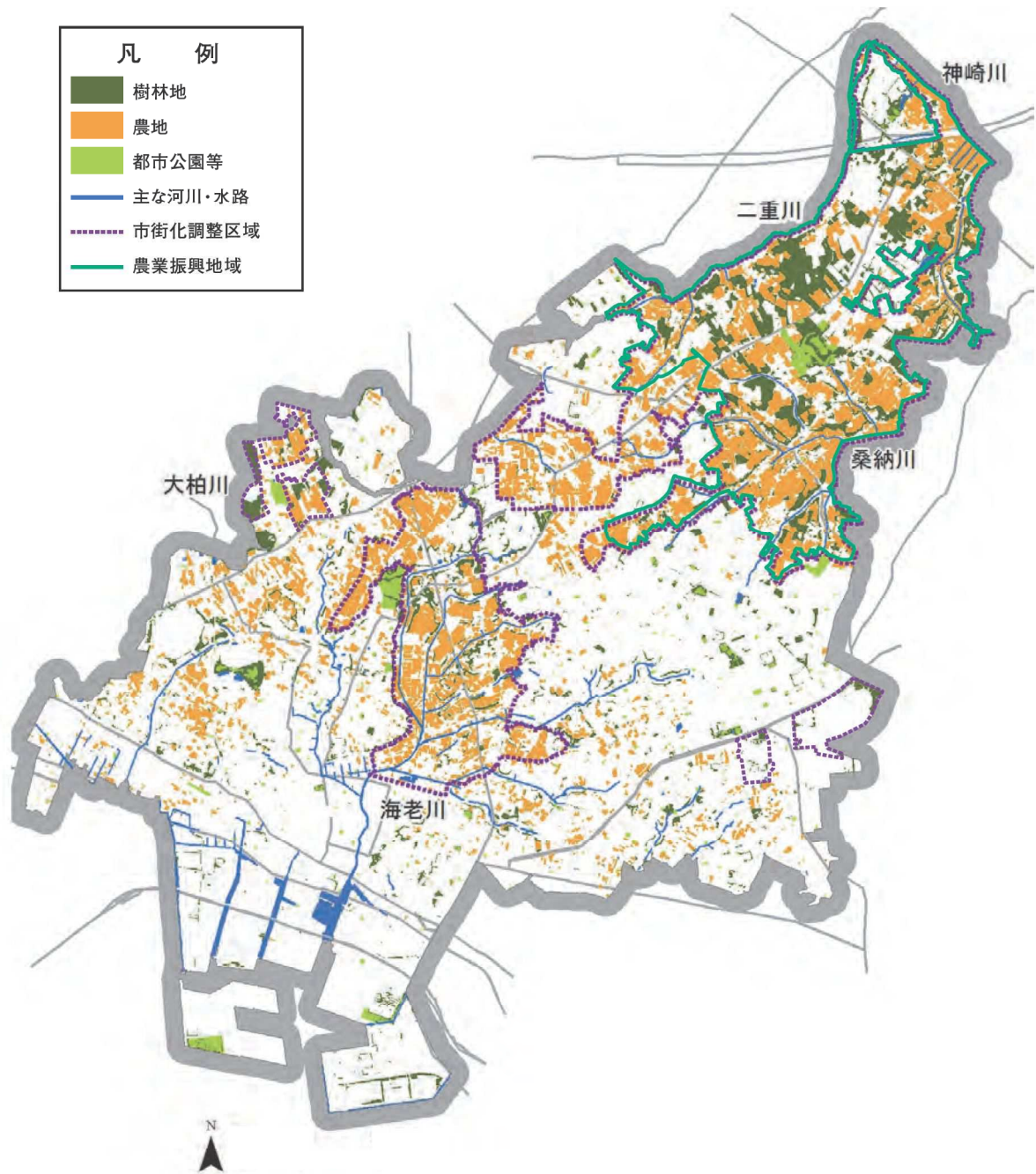
（注〈図表〉）本数値は「農林業センサス」に基づく販売農家のみの統計値であり、農地台帳面積とは整合しない。

（注）P.49～51「用語の説明」参照



本市では、北東部で農業振興地域^(注)を中心に大規模な営農が行われているほか、市の中部には市街化調整区域^(注)にまとまった農地があります(図表4)。また、市の西部、東部、南部を中心とする市街化区域^(注)にも農地が点在しており、多くが生産緑地地区^(注)に指定され、市街地と共存した営農が行われています。

図表4 地域ごとの土地利用



(注) P.49～51「用語の説明」参照

(2) 担い手

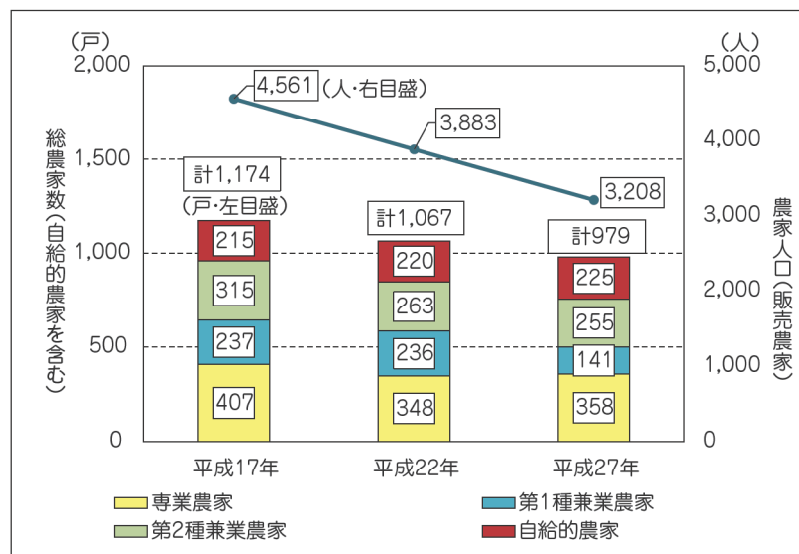
本市の農家数（平成 27 年）は 979 戸（平成 17 年比 16.6%減少）、農家人口^(注)（販売農家^(注)）は 3,208 人（同 29.7%減少）と、農家数、農家人口とも近年は減少傾向にあります（図表 5）。

専業・兼業別（自給的農家^(注)を含む）の構成比をみると、専業農家^(注)が 36.6%と最も多く、次いで第2種兼業農家^(注)（26.0%）、自給的農家（23.0%）、第1種兼業農家^(注)（14.4%）の順となっています。第1種兼業農家（平成 17 年：237 戸 → 平成 22 年：236 戸 → 平成 27 年：141 戸）、第2種兼業農家（平成 17 年：315 戸 → 平成 22 年：263 戸 → 平成 27 年：255 戸）は減少の一途を辿っていますが、専業農家（平成 17 年：407 戸 → 平成 22 年：348 戸 → 平成 27 年：358 戸）は最近5年間で増加しています。

販売規模別の販売農家数（平成 27 年）は、500 ～ 1,000 万円未満の割合（21.8%）が平成 17 年比 6.3 ポイント減少、1,000 万円以上の割合（14.5%）が 1.7 ポイント減少した一方、100 万円未満（22.9%）が 5.2 ポイント増加、100 ～ 500 万円未満（40.8%）が 2.7 ポイント増加しており、販売金額が大きい農家の割合が縮小傾向にあります（図表 6）。

農業従事者の平均年齢（販売農家）は、平成 17 年の 55.7 歳から、平成 27 年に 58.1 歳へ上昇し、高齢化が年を追って進んでいます。

図表 5 船橋市の農家数と農家人口



（出所）農林水産省「農林業センサス^(注)」、船橋市「船橋市統計書」

図表 6 販売規模別の農家数（販売農家）

販売金額	平成17年		平成27年		平成17年比
	戸数	構成比	戸数	構成比	
100万円未満	170	17.7%	173	22.9%	+5.2ポイント
100～500万円未満	365	38.1%	308	40.8%	+2.7ポイント
500～1,000万円未満	269	28.1%	164	21.8%	▲6.3ポイント
1,000万円以上	155	16.2%	109	14.5%	▲1.7ポイント
計	959	100.0%	754	100.0%	—

（出所）農林水産省「農林業センサス」

（注〈図表〉）100 万円未満には、販売無しの農家を含む。また、各販売金額の構成比は小数点第 2 位を四捨五入しているため、これらの合計は必ずしも 100.0%とはならない

^(注) P.49 ～ 51 「用語の説明」 参照



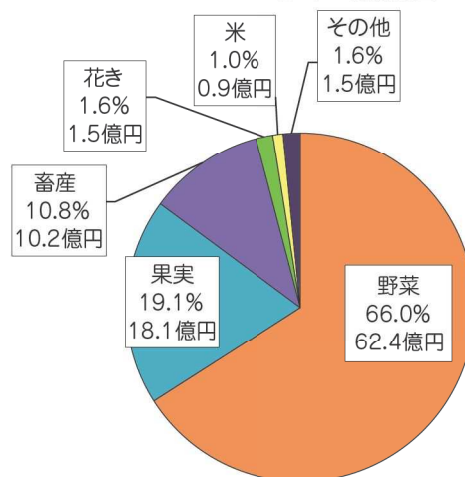
(3) 生産・販売

①生産動向

本市の農業産出額^(注)は94億6千万円(平成27年・推計値)と県内市町村では15番目の水準で、野菜(構成比66.0%)、果実(同19.1%)、畜産(同10.8%)の比率が高くなっています(図表7)。

主な作物の経営体^(注)数及び作付面積をみると、野菜類では、ほうれんそう(362経営体、82ha)、ねぎ(260経営体、36ha)、にんじん(225経営体、91ha)が多く、その他の分類では、果樹類の日本なし(125経営体、156ha)、稲・いも類の水稲(150経営体、101ha)などが多くなっています(図表8)。このほか、畜産では乳用牛(10経営体、飼養頭数534頭)、採卵鶏(2経営体、飼養羽数6,300羽)、花き類では鉢ものの類(10経営体)、花壇用苗ものの類(7経営体)、切り花類(6経営体)、などの営農も見られます。

図表7 船橋市における農業産出額



(出所) 農林水産省「平成27年市町村別農業産出額(推計)」

図表8 主な品目別の経営体数・作付面積等

【野菜類、果樹類、稲・いも類】

	経営体数	作付面積(ha)
野菜類	ほうれんそう	362
	ねぎ	260
	にんじん	225
	だいこん	213
	キャベツ	191
	ブロッコリー	151
	きゅうり	127
	トマト	126
	はくさい	116
	なす	97
	ピーマン	54
	レタス	47
	たまねぎ	41
果樹類	いちご	17
	日本なし	125
	くり	31
	ぶどう	27
稲・いも類	キウイフルーツ	17
	水稲	150
	ばれいしょ	80
	かんしょ	40

【畜産】

	経営体数	飼養数(頭・羽)
乳用牛	10	534
採卵鶏	2	6,300

【花き類】

	経営体数
鉢ものの類	10
花壇用苗ものの類	7
切り花類	6

(出所) 農林水産省「農林業センサス^(注)」(2015年)、船橋市農水産課資料

(注) 上記は統計上の主な品目であり、経営体数や作付面積が少ないものや、「その他」に分類されている品目は掲載していない

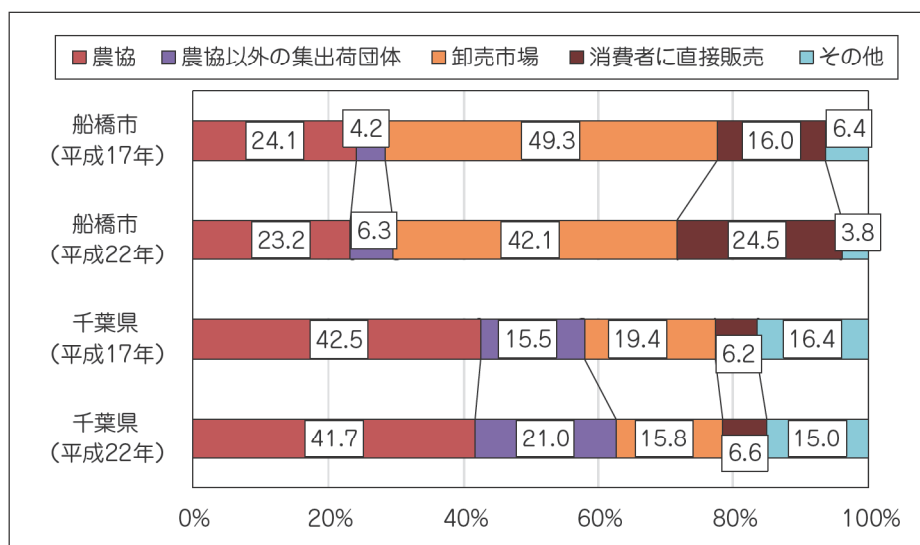
(注) P.49～51「用語の説明」参照

②販売動向

農産物の出荷先別販売金額の構成比（平成22年）をみると、卸売市場が42.1%と最も多く、消費者への直接販売（24.5%）、農協（23.2%）、農協以外の集出荷団体（6.3%）の順となっています（図表9）。平成17年との比較では、卸売市場が7.2ポイント減少する一方、消費者への直接販売が8.5ポイント増加しています。

千葉県との比較（船橋市－千葉県）では、本市は卸売市場（+26.3ポイント）及び消費者に直接販売（+17.9ポイント）の構成比が千葉県より多く、農協（▲18.5ポイント）、農協以外の集出荷団体（▲14.7ポイント）は少なくなっています。

図表9 農産物の出荷先販売金額の構成比



（出所）まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム（RESAS）」^{（注）}
（農林水産省「農林業センサス」^{（注）} データに基づく推計値）



（注）P.49～51「用語の説明」参照

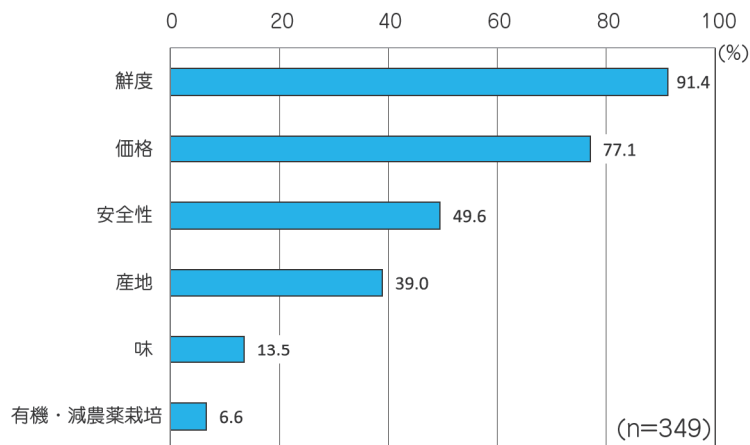


(4) 市内消費者の意向

① 船橋産農畜産物への評価

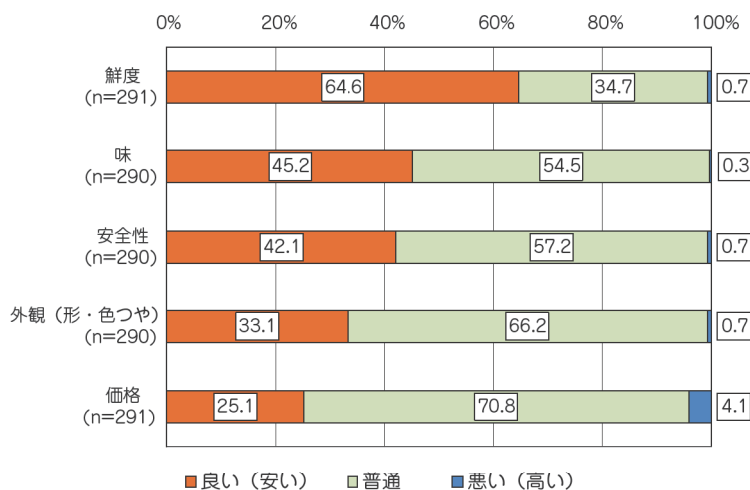
市内の消費者向けアンケート（平成 28 年 12 月実施）によれば、回答者の約 9 割が農畜産物の購入時に鮮度を重視する中（図表 10）、回答者の 64.6% が船橋市の農畜産物の鮮度を「良い」と回答し、本市の農産物の鮮度が市民から高く評価されています（図表 11）。

図表 10 農畜産物の購入時に重視する点（上位のみ記載）



（出所）船橋市「市内消費者向けアンケート」（平成 28 年 12 月実施）

図表 11 船橋市産の農畜産物の評価



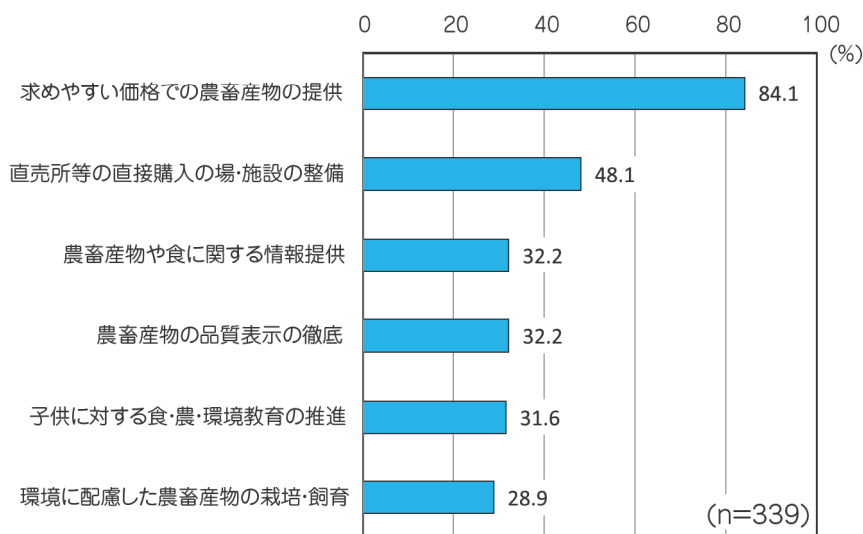
（出所）船橋市「市内消費者向けアンケート」（平成 28 年 12 月実施）

②農業（農業施策）への期待

消費者が農業（農業施策）に期待することでは、「求めやすい価格での農畜産物の提供」（84.1%）が最も多く、「直売所等の直接購入の場・施設の整備」（48.1%）が続いており、低価格販売及び直売所の充実に係る期待が多くみられます（図表 12）。

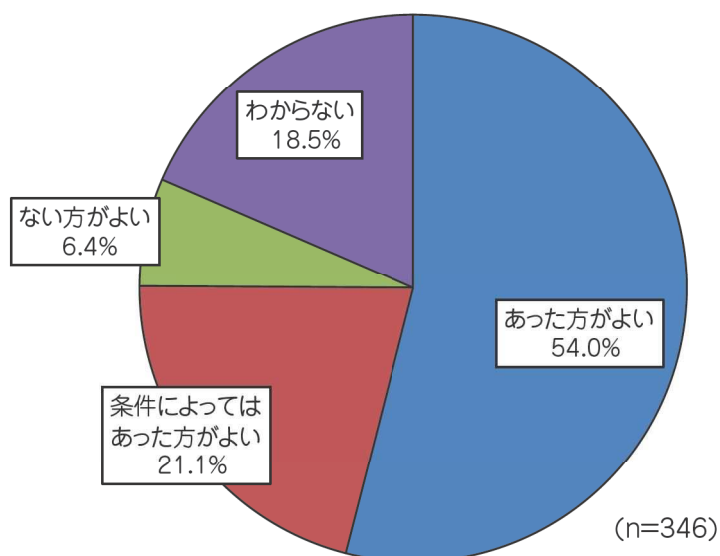
また、居住地周辺の農地・農業についての市民の意向は、「あった方がよい」が 54.0%と最も多く、「条件によってはあった方がよい」（21.1%）を合わせると、約4分の3の回答者が本市の農業を肯定的に捉えています（図表 13）。

図表 12 農業（農業施策）に期待すること（上位のみ記載）



（出所）船橋市「市内消費者向けアンケート」（平成 28 年 12 月実施）

図表 13 居住地周辺の農地・農業についての考え



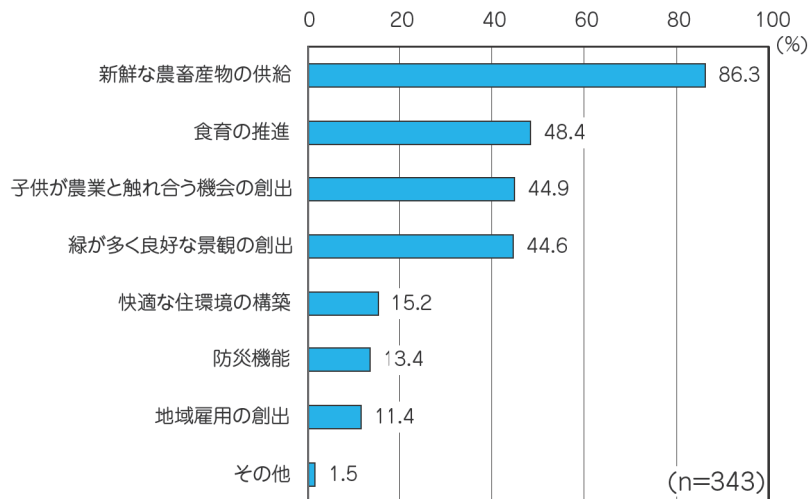
（出所）船橋市「市内消費者向けアンケート」（平成 28 年 12 月実施）



③農業や農村が果たす役割として重要と考えるもの

農業や農村が果たす役割として重要と考えるものは、「新鮮な農畜産物の供給」(86.3%)が最も多く、高い期待が寄せられています(図表 14)。また、「食育の推進(48.4%)」、「子供が農業と触れ合う機会の創出(44.9%)」、「緑が多く良好な景観の創出(44.6%)」も4割以上を占めており、食育や景観創出への活用、子供と農業との接点増加を求める声が多くなっています。

図表 14 農業や農村が果たす役割として重要と考えるもの

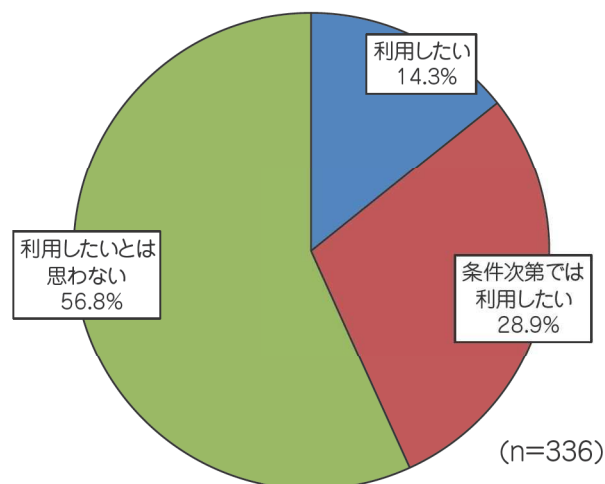


(出所) 船橋市「市内消費者向けアンケート」(平成 28 年 12 月実施)

④市民農園^(注)の利用ニーズ

市民農園(ふるさと農園)の利用ニーズについては、「利用したい」が14.3%となっており、「条件次第では利用したい」(28.9%)を合わせると約4割の市民が利用したい意向となっています(図表 15)。

図表 15 市民農園(ふるさと農園)の利用意向



(出所) 船橋市「市内消費者向けアンケート」(平成 28 年 12 月実施)

(注) P.49～51 「用語の説明」参照

(5) 本市の農業を取り巻く内部・外部環境

これまでみてきた本市の農業の内部環境（強み・弱み）、及び外部環境（機会・脅威）を踏まえ、本市農業の課題について、以下のとおり抽出しました（図表 16）。

図表 16 本市農業の内部・外部環境分析及び今後の課題

内部環境	強み	○消費地との近接性の高さ ○船橋市地方卸売市場の立地 ○直売所などでの直接購入の機会を求める消費者の多さ ○居住地周辺に緑地空間を求める意識の高まり ○子供と農業との接点増加を求める声の多さ ○市民農園^(注)（ふるさと農園）の利用ニーズの多さ
	弱み	○農家数の減少と高齢化 ○農地面積の縮小 ○耕作放棄地^(注)の存在 ○農家の販売金額の減少 ○都市化による生産環境の悪化
外部環境	機会	○都市農業が担う多様な機能 ○新鮮・安心な農畜産物を求める意識の高まり ○「農」ある暮らしを求める人々の増加
	脅威	○人口減少と少子高齢化 ○経済のグローバル化に伴う輸入農畜産物との競争激化 ○指定後30年を経過する生産緑地^(注)



船橋市の農業の主な課題

- ①農家の減少と高齢化に対応した新たな担い手の確保
- ②優良農地の保全と耕作されない農地の増加抑制
- ③農家の販売機会拡大や収益性向上による経営の安定化
- ④都市農業に対する市民の理解促進とまちづくりへの活用

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



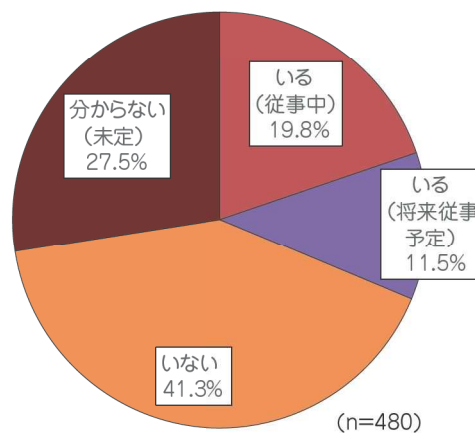
3. 船橋市の農業の主な課題

各種調査を踏まえた本市の農業の主な課題は、以下のとおりです。

(1) 農家の減少と高齢化・後継者不足に対応した新たな担い手の確保

農家の減少及び農業従事者の高齢化が進む中、生産者の41.3%が後継者不在としており、「分からない(未定)」27.5%を合わせると、約7割の生産者に後継者の目途が立っていない状況です(図表17)。本市の農業の持続可能性を高めるために、新規就農者の確保・定着に取り組むとともに、農業に興味を有する市民や農業法人など、多様な担い手の確保に取り組む必要があります。

図表17 後継者の有無



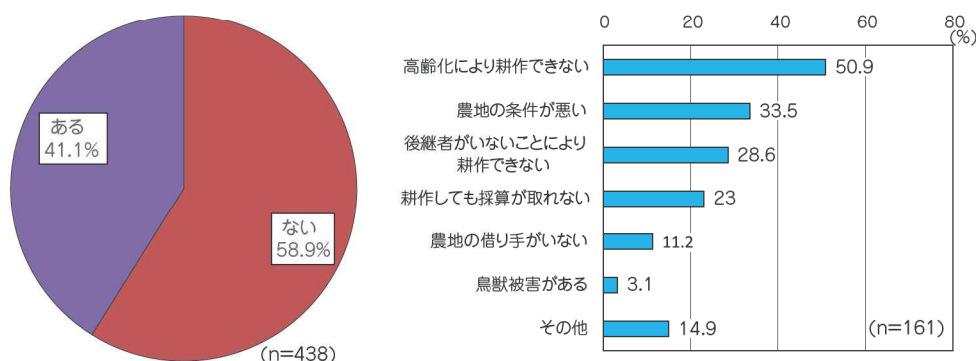
(出所) 船橋市「農業生産者向けアンケート」
(平成28年12月～平成29年1月実施)

(2) 優良農地の保全と耕作されない農地の増加抑制

市内の農地面積が縮小傾向にある中、今後も相続を契機とした売却・転用や生産緑地地区^(注)指定後30年経過に伴う買取り申出による指定解除等により、更なる農地の減少が懸念されます。また、高齢化や十分な収益を確保できないことなどを背景に、市内の農業生産者の約4割が耕作放棄地^(注)を所有しています(図表18)。

本市農業の競争力を維持するために、農家と農地のマッチングにより優良農地の保全に努めるとともに、教育での活用や市民利用などを通じて、耕作されない農地の利活用の推進が求められます。

図表18 耕作放棄地の有無(左図)／耕作放棄地となった理由(右図)



(出所) 船橋市「農業生産者向けアンケート」(平成28年12月～平成29年1月実施)

(注) P.49～51「用語の説明」参照

(3) 農家の販売機会拡大や収益性確保による経営の安定化

市内の農業生産者の経営動向をみると、農家の約6割が生産額・生産量・農業所得が10年前より減少したとしています(図表19)。ただし、農産物販売金額(平成27年)が多い生産者は、少ない生産者に比べ、生産額、生産量、農業所得とも増加した割合が高い傾向があります。

本市の農業を持続的に発展させていくためには、農家の販売機会拡大や収益性の向上を目指すとともに、意欲ある農家の法人化や農地借受を促進するなど、経営の安定化に取り組む必要があります。

図表19 本市の農業生産者の生産額・生産量・農業所得の推移(10年前との比較)

平成27年の 農産物販売金額	生産額(10年前との比較)				平成27年の 農産物販売金額	生産量(10年前との比較)				平成27年の 農産物販売金額	農業所得(10年前との比較)			
	回答数	増加	変わらない	減少		回答数	増加	変わらない	減少		回答数	増加	変わらない	減少
全体	304	11.6%	29.8%	58.7%	全体	292	10.8%	28.5%	60.8%	全体	301	8.6%	27.7%	63.7%
100万円以下	96	5.2%	20.8%	74.0%	100万円以下	90	5.6%	22.2%	72.2%	100万円以下	93	4.3%	18.3%	77.4%
100万円超 300万円以下	64	3.1%	26.6%	70.3%	100万円超 300万円以下	60	3.3%	26.7%	70.0%	100万円超 300万円以下	63	1.6%	25.4%	73.0%
300万円超 600万円以下	48	6.3%	29.2%	64.6%	300万円超 600万円以下	47	4.3%	21.3%	74.5%	300万円超 600万円以下	49	6.1%	26.5%	67.3%
600万円超 1,000万円以下	49	24.5%	34.7%	40.8%	600万円超 1,000万円以下	49	22.4%	36.7%	40.8%	600万円超 1,000万円以下	50	18.0%	36.0%	46.0%
1,000万円超	47	31.9%	55.3%	12.8%	1,000万円超	46	28.3%	45.7%	26.1%	1,000万円超	46	21.7%	50.0%	28.3%

(出所) 船橋市「農業生産者向けアンケート」(平成28年12月～平成29年1月実施)

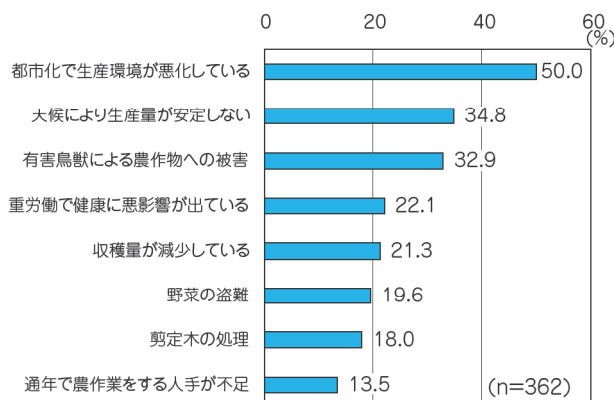
(4) 都市農業に対する市民の理解促進とまちづくりへの活用

市内の農業生産者からは、農地周辺の都市化に伴い、農作業への市民の苦情の増加や、日照不足、農地へのごみの投棄などの問題が生じ、「都市化で生産環境が悪化している」との声が多く聞かれます(図表20)。

一方、市内消費者向けアンケート回答者の4分の3が、居住地周辺の農地・農業について肯定的に捉えています。

市街地と農地が共存している本市の農業においては、市民の地域農業への理解を深めて農家の生産環境の向上に努めるとともに、農地を環境保全や防災、教育などまちづくりに積極的に活かしていくことが必要と思われます。

図表20 生産面での悩み(上位のみ掲載)



(出所) 船橋市「農業生産者向けアンケート」
(平成28年12月～平成29年1月実施)



第2章 船橋市農業振興計画の基本方針

1. 船橋市の農業の将来像

本市の農業に関する現状と課題を踏まえ、本市が目指す農業の将来像を次のように掲げます。

市民に愛され、元気と魅力にあふれた都市農業 ふなばし

生産地と消費地が共存する本市の農業は、担い手不足や生産コストの増加など厳しい環境にありながらも、農家の日々の努力のもと、安全・安心で高品質な農産物を供給し、市民の支持を得てきました。

今後も、潤いある都市景観の形成や市民の交流、食育・教育の場の提供、地産地消の推進、環境保全、防災など、都市農業としての多様な機能を発揮しながら、市民と農家の双方にとって魅力ある産業として持続的な発展を目指していきます。

2. 施策の体系

本計画では、将来像として掲げた「市民に愛され、元気と魅力にあふれた都市農業 ふなばし」を実現するため、次の5つの方向性に基づいて施策を展開していきます。それぞれの方向性においては、特に優先的・重点的に行う取組みを「重点事業」として取組む時期や内容を「見える化」します。

（方向性Ⅰ）船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成

本市の農業がこれからも持続的に発展していくため、新規就農者や女性農業者、ボランティアや法人など、多様な担い手の確保を図ります。

（方向性Ⅱ）農地の利用促進と多様な機能の発揮

本市の農地を将来に向けて継承していくため、耕作されない農地の発生を抑制するとともに、農地の多様な機能の発揮を図り、限られた農地を最大限利活用します。

（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大

地産地消を推進することで市民に地元の新鮮な農産物を供給するとともに、地元小売店や船橋市地方卸売市場との連携、直売所の活用等により農家の販売機会を拡大します。

（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保

本市の生産者が安定した経営を営み、農業が魅力ある産業として発展していくため、ブランド化や六次産業化^(注)、価格安定化、設備投資への支援など、収益性を高める環境整備を促進します。

（方向性Ⅴ）「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり

都市農業という本市の農業の特性を踏まえ、市民の農業への理解醸成や、市民が農業に親しむ機会を創出します。また、環境に配慮する農業を推進し、生産者と消費者が共存・共栄する安全・安心のまちづくりを目指します。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

3. 船橋市農業振興計画体系図



(注) P.49～51「用語の説明」参照



方向性	施 策	主な取組み
IV 付加価値・生産性の 向上による収益性の確保	〈1〉効果的な魅力発信	・多様な手法による船橋産農産物のPR拡充 ・船橋産農産物のブランド化促進
	〈2〉農商工連携・六次産業化 ^(注) ・輸出の推進	・生産者と地元商工業者との連携促進支援 ・関係団体と連携した農産物の輸出支援
	〈3〉生産性向上や安定経営に向けた支援	・生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施 ・農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣 ・農業センターを活用した営農改善相談等の充実 ・生産者団体の活動支援
V 「農」を活用した潤いと 安全・安心のまちづくり	〈1〉市民に対する船橋農業の情報発信の強化	・市民への広報・啓発活動の充実 ・船橋農業に関する市民の声の収集
	〈2〉教育での農業の活用	・児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実
	〈3〉市民が農業に親しむ機会の創出	・ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備 ・船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催 ・農業センターを活用した市民と農業の交流機会提供
	〈4〉環境に配慮する農業の推進	・近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援 ・農業廃棄物等の適正処理・再利用の推進 ・「エコファーマー^(注)」や「ちばエコ農業^(注)」など認証制度の周知

第3章 農業振興の内容

(方向性Ⅰ) 船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成

本市の農業は、農家数、農業就業人口とも近年減少傾向にあり、今後も生産者の高齢化が進む中、後継者不足がさらに深刻化していくことが予想されます。したがって、市内農家の後継者や、市外からの新規就農希望者など、新規就農者の確保・定着に取組むとともに、女性をはじめ農家の重要な構成員である家族全体が農業に取組みやすい環境を整備し、魅力ある営農環境を構築する必要があります。

また、担い手の確保にあたっては、従来の農家の枠組みに捉われず、農業に興味を有する市民ボランティアや農業法人、教育や福祉といった他分野の民間企業など、多様な担い手の確保に取組むことも求められます。

こうした課題に対応するため、「(方向性Ⅰ) 船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成」では、＜1＞新規就農者や後継者の育成、＜2＞女性農業者の活躍支援、＜3＞多様な担い手の確保、の3つの施策を展開します。



＜施策1＞新規就農者や後継者の育成

船橋農業を支える次世代の担い手を確保するためには、既存農家の経営安定化はもちろん、新たな就農希望者の確保や市内農家の後継者の育成が欠かせません。そのため、新規就農者を含めた認定農業者^(注)の育成を支援することで、安定した経営基盤を有する農業者の育成に取組めます。また、本市への新規就農希望者が営農を開始する際にハードルとなる農地確保にあたっては、近隣市との連携や引退を希望する市内高齢農家とのマッチングにより、必要な農地の確保を支援します。さらに、若手農業者が営農しやすい環境を作るため、交流や情報交換の機会提供にも取組めます。

農業後継者の婚姻につながる機会を充実させることについても、積極的に支援します。



【主な取組み】

- ・新規就農を含めた認定農業者の育成支援【重点事業①/短期】
- ・新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援【重点事業②/短期】
- ・農家の後継者の交流や情報交換の機会提供

(重点事業の短期は3年以内に進める取組み)

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



【重点事業①】新規就農を含めた認定農業者^(注)の育成支援

拡 充

新規就農希望者や地域の意欲ある農家に対し、認定農業者に関する制度の周知や相談の充実など認定を積極的に支援することで、安定した経営基盤を有する農家の育成に努めます。

【重点事業②】新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援

新 規

就農意欲がありながら、新たな農地の確保が困難な新規就農希望者の就農を実現するため、近隣自治体と連携しながら農地の斡旋を行います。市内農地の確保にあたっては、現在営農している高齢農家の将来の貸付・譲渡の意向を確認してリスト化し、意向に応じたタイミングで新規就農希望者や経営規模を拡大したい農家とマッチングします。また、営農に必要な技術を習得するための支援等も行います。

【その他の主な取組み】

・農家の後継者の交流や情報交換の機会提供

農家の後継者同士の交流や情報交換の機会を提供し、若手農業者の連帯を強めることで、営農スキルの向上や悩みを相談し合える環境づくりに取組みます。

（既存の事業：継続）

・農業後継者対策事業

学習・研修・営農活動・農政活動を通じ、農業後継者の交流・文化活動の促進及び若手農業者の資質向上を図るとともに、労働力の省力化に係る事業を支援し、経営の安定を図ります。

< 施策 2 > 女性農業者の活躍支援

女性農業者は、経営主としても家族経営の構成員としても重要な役割を担っています。今後も、女性農業者を対象とした農業技術や経営に関する研修を開催することで、女性農業者同士の交流を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境づくりに取組んでいきます。

また、家族で農業経営にたずさわる生産者が、意欲とやり甲斐を持って営農できるよう、家族経営協定^(注)の締結を推進します。



^(注) P.49～51 「用語の説明」参照

【主な取組み】

- ・ 女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催【重点事業①／短期】
- ・ 家族経営協定^(注)の締結推進

(重点事業の短期は3年以内に進める取組み)

【重点事業①】女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催

拡 充

女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催を支援するとともに、市内で活躍する女性農業者の姿を市のホームページやパンフレット等を通じて積極的にPRし、女性農業者が活躍しやすい環境を作ります。

【その他の主な取組み】

・ 家族経営協定の締結推進

家族経営協定の制度周知や相談業務の充実を通じて締結を促進することで、女性を含めた家族全体が生き活きと働ける営農環境の整備に取り組めます。

＜施策3＞多様な担い手の確保

市内では、農業に興味を有する市民が援農ボランティアとして活動し、農家の作業を支援しています。こうした援農ボランティアの活動を一層PRすることで参加者の増加を目指すとともに、研修の充実によるスキルアップを図ります。

また、既存の農家の枠組みに捉われず、農業者の法人化の支援や、体験型農園など農業関連分野への企業参入、教育や福祉など農業以外の分野における民間事業者との連携を進め、多様な担い手の確保を目指します。



【主な取組み】

- ・ 援農ボランティアの育成・PR【重点事業①／中期】
- ・ 法人化や民間企業参入の支援【重点事業②／中期】

(重点事業の中期は5年以内に進める取組み)

【重点事業①】援農ボランティアの育成・PR

拡 充

市のホームページやパンフレットを活用したPRを充実させ、援農ボランティアの増加・受入農家数の拡大を図ります。また、研修の充実によるスキルアップ、生産者からの要望の確認などを通じ、生産者からのきめ細かいニーズに応える体制を構築します。

(注) P.49～51「用語の説明」参照



【重点事業②】法人化や民間企業参入の支援

拡 充

農業経営の法人化に関するメリット・デメリット（税制上の違い、運営コスト等）の周知に努めるとともに、実際に法人化を目指す生産者に対し、情報提供や専門家の紹介等を行うことで、法人化を支援します。また、農業以外の分野における民間事業者との連携を進め、異業種からの参入を支援します。

（既存の事業：継続）

・農業支援者育成事業

農業についての基礎知識と技術を習得し、船橋の農業を支援できる援農者を養成し、持続性の高い農業の確立を図ります。

・援農ボランティア支援事業

農業支援者育成事業を修了した農業ボランティアが、休耕地を利用して行う自主耕作に必要な機材や消耗資材等の整備に対して支援します。



（方向性Ⅱ）農地の利用促進と多様な機能の発揮

市内の農地が縮小傾向にある中、今後も相続や生産緑地地区^{（注）}の行為の制限の解除等に伴い、更なる農地の減少が懸念されます。また、担い手不足を背景に、市内には耕作されない農地も随所に発生しています。

一方、正しく管理・整備された農地は、新鮮な農産物を市内外に供給することに加え、潤いある景観の創出や防災など多様な機能を発揮しており、農家のみならず市民全体の財産です。今後も、本市の農地を将来にわたって継承していくために、耕作されない農地の発生を抑制するとともに、限られた農地が有する多様な機能を最大限に有効活用していくことが求められます。

こうした課題に対応するため、方向性Ⅱ「農地の利用促進と多様な機能の発揮」では、＜1＞農地の保全と利用促進、＜2＞農地の多様な機能の発揮、の2つの施策を展開します。



＜施策1＞農地の保全と利用促進

農地を将来にわたって継承するため、関係部署と連携しながら、市街化区域^{（注）}、市街化調整区域^{（注）}、農業振興地域^{（注）}など市内全域の農地保全に取り組めます。この際、生産緑地法の改正に伴う国等の最新の動向を踏まえながら保全活動を進めます。

また、農地縮小や耕作放棄地^{（注）}の発生抑制のため、農地の借り手と貸し手のマッチングを進めるとともに、耕作されない農地を市が借り上げ、ふるさと農園・学童農園として利用することも検討します。

このほか、相続や税制など農地維持に関わる相談を充実させるとともに、地域の生産者等の声を踏まえながら随時国や関係団体等に改善の要望を行い、より良い営農環境の構築に努めます。



【主な取り組み】

- ・ 最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全【重点事業①／短期】
- ・ 農地の貸付、借受についてのマッチング促進【重点事業②／短期】
- ・ 耕作されない農地の活用促進【重点事業③／中期】
- ・ 相続や税制など農地維持に関わる相談・情報提供の充実

（重点事業の短期は3年以内に進める取り組み、中期は5年以内に進める取り組み）

（注）P.49～51「用語の説明」参照



【重点事業①】最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全

拡 充

関係部署と連携しながら、平成 29 年に実施された生産緑地^(注)法の一部改正や、今後の法律・税制改正の動向等を踏まえ、土地所有者の意向を確認しつつ市街化区域^(注)、市街化調整区域^(注)、農業振興地域^(注)など市内全域の農地の保全を推進します。

【重点事業②】農地の貸付、借受についてのマッチング促進

拡 充

農業委員会との連携、農地中間管理機構^(注)の活用等を通じ、農地の売買、貸借についての情報収集、相談を充実させるとともに、農地の賃借が円滑に進むよう、利用権を設定する借主と貸主を支援します。

【重点事業③】耕作されない農地の活用促進

新 規

耕作されない農地を市が借り上げ、ふるさと農園や学童農園としての利用、農地を活用したイベントでの活用などを検討します。農業を学びたいという意欲がある市民に貸し出すことも検討します。

【その他の主な取組み】

・相続や税制など農地維持に関わる相談・情報提供の充実

相続や税金など農地維持に関わる各種制度について、相談や情報提供の充実に努めることで、生産者が将来も安心して農業にたずさわることができるよう支援します。

（既存の事業：継続）

・農業経営基盤強化促進対策事業

農用地の貸し手と借り手の掘り起こし活動等により、認定農業者^(注)による規模拡大及び優良農地の確保を図ります。

・土地基盤整備事業

土地基盤施設整備を推進し、農地の保全と農業経営の安定を図ります。

・農地利用最適化促進事業

耕作放棄地^(注)となった農地を貸し借りする際、利用可能な状態にするための整備を支援します。

^(注) P.49～51 「用語の説明」参照

＜施策2＞ 農地の多様な機能の発揮

関係部署と連携し、農地を生かした美しい景観づくりを進めるとともに、防災への積極的な活用（農地を活用した地域防災訓練の実施、防災協力農地^{（注）}への登録促進）に取組み、農地の多様な機能を最大限に発揮します。これにより、市民の生活環境の向上や農地自体の保全につなげます。



【主な取組み】

- ・ 美しい景観づくりに向けた農地の活用促進【重点事業①／短期】
- ・ 農地を活用した地域防災訓練の実施【重点事業②／短期】
- ・ 防災協力農地への登録促進

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み）

【重点事業①】 美しい景観づくりに向けた農地の活用促進

新規

耕作されない農地の所有者に、ヒマワリ、菜の花、コスモスなどの種子を交付し、景観植物の作付を促すなど、市内の農地を生かし、船橋らしい田園景観の創出・保全に努めます。

【重点事業②】 農地を活用した地域防災訓練の実施

新規

農地を利用した避難訓練を行い、都市農業による防災機能を市民にPRするとともに、災害時の地域防災力を高めます。

【その他の主な取組み】

・ 防災協力農地への登録促進

市内の農地について、地震等の災害発生時に避難用地や仮設住宅等の建設用地として使用できる防災協力農地への登録を推進します。

^{（注）} P.49～51「用語の説明」参照



（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大

本市には、船橋市地方卸売市場が立地しており、地元農産物の流通を担っているほか、市内には直売所が点在しており、新鮮で高品質な農産物が販売されています。こうして供給される本市の農産物は、地元住民から高い評価を受けており、市民の豊かな食生活に貢献しています。

今後も地産地消を推進することで、市民の満足度向上と農家の販路拡大につなげるほか、学校給食にも積極的に取り入れることで、市内の子供やその家族に船橋産農産物の良さを伝え、船橋産農産物のファンを増やすことも必要です。

こうした環境を踏まえ、「（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大」では、＜1＞市内での地元農産物の購入の場の拡大、＜2＞学校給食等での船橋産農産物の積極活用、の2つの施策を展開します。



＜施策1＞市内での地元農産物の購入の場の拡大

地産地消を推進し、消費者が新鮮で高品質な地元農産物を入手する機会を増やすため、船橋市地方卸売市場と連携し、地元農産物の市内での流通強化に努めます。また、生産者団体が行う地元小売店での店頭直売会などイベントの実施や、直売所に関するガイドマップの作成や市のホームページでの紹介などにより、直売を振興し、市民が地元農産物を購入できる場を増やします。



【主な取組み】

- ・ 船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化【重点事業①／中期】
- ・ 地域の直売所のPR活動の推進【重点事業②／短期】
- ・ 地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大【重点事業③／短期】
- ・ 農水産祭など市の行事における直売の実施

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み、中期は5年以内に進める取組み）

【重点事業①】船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化

拡 充

船橋市地方卸売市場と連携し、新たな集荷の仕組みづくりや販路の検討等を行い、市内での地元農産物の流通強化に努めます。

【重点事業②】地域の直売所のPR活動の推進

拡 充

市内の直売所マップを作成し、定期的に更新・配布するなど、地元直売所のPR活動を推進します。

【重点事業③】地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大

拡 充

地元商店街や大型商業施設（百貨店やショッピングセンターなど）と連携し、直売イベントや地元農産物フェア等を開催することで、地元農業者の流通経路の拡大と、船橋産農産物の知名度向上に努めます。

【その他の主な取組み】

・農水産祭など市の行事における直売の実施

農水産祭を含めた市が主催する行事で船橋産農産物の直売を積極的に行うことで、船橋産農産物をPRしつつ生産者の直売の機会を増やします。

< 施策 2 > 学校給食等での船橋産農産物の積極活用

「船橋産の旬の食材を食べて知る日」の実施や、提供農産物の生産者の招へい、社会科や技術・家庭科、保健体育の授業との連携など、学校給食や食育事業で地元農産物を積極活用することにより、児童・生徒やその家族に地元農産物の美味しさを知るきっかけを提供するとともに、地元農業に対する理解を深めます。



【主な取組み】

- ・学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用【重点事業①／短期】
- ・船橋市地方卸売市場と連携した地元農産物の学校給食での安定供給

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み）

【重点事業①】学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用

拡 充

「船橋産の旬の食材を食べて知る日」の実施や、提供農産物の生産者の招へい、社会科や技術・家庭科、保健体育の授業との連携など、学校給食や食育事業で地元農産物を積極活用することにより、児童・生徒やその家族に地元農産物の美味しさを知るきっかけを提供します。

【その他の主な取組み】

・船橋市地方卸売市場と連携した地元農産物の学校給食での安定供給

学校給食の材料調達において、地元精通した船橋市地方卸売市場と連携を密にすることで、地元農産物の安定供給に努めます。



（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保

市内の農業生産者の生産額や農業所得は減少傾向にあり、経営環境は厳しさを増しています。今後、次世代の担い手を確保し、本市の農業が持続的に発展していくためには、農家の販売機会拡大や収益性の向上に取組み、農家経営を安定化させ、農業を稼げる職業とすることが求められます。

そのためには、これまで行われてきた品質向上へのたゆまぬ努力を重ねていくことはもちろん、船橋産農産物の魅力をPRしてブランド化を図ることや、異業種との連携により付加価値を高めること、農業経営を効率化させることなど、多様な取組みを通じて収益性を向上する必要があります。

こうした課題に対応するため、「（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保」では、＜1＞効果的な魅力発信、＜2＞農商工連携・六次産業化^{（注）}・輸出の推進、＜3＞生産性向上や安定経営に向けた支援、の3つの施策を展開します。



＜施策1＞効果的な魅力発信

船橋産農産物の魅力を広く、かつ効果的に発信するため、パンフレットの作成や、ポータルサイトの立ち上げ、栄養成分の分析による健康効果の訴求、健康食材発掘・分析調査、オーナー制度の創設など多様な手法を通じたPRを行うとともに、こうした活動を通じて既存の船橋ブランドの知名度向上や、新たな農産物及びその加工品のブランド化に取組みます。



【主な取組み】

- ・ 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充【重点事業①／短期】【重点事業②／短期】
【重点事業③／中期】
- ・ 船橋産農産物のブランド化促進【重点事業④／中期】

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み、中期は5年以内に進める取組み）

【重点事業①】多様な手法による船橋産農産物のPR拡充①

（船橋農業のポータルサイトとパンフレットの作成）

新規

船橋市の農業の魅力を幅広い人に訴求するため、専門のポータルサイトを作成し、船橋市の農業の幅広い情報を手軽に入手できるようにします。また、消費者やバイヤーに向けて、船橋市内ではどのような農産物が作られ、どのような点が魅力的であるかを伝えるパンフレットを作成し、船橋産農産物の魅力をPRします。

（注）P.49～51「用語の説明」参照

【重点事業②】 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充②
(健康食材発掘・分析調査の実施)

新 規

近年の消費者の健康志向の高まりに対応し、市内の農産物の栄養成分を分析して、標準的な水準よりも優れている点を明らかにし、パンフレットや市のホームページなどを通じて健康効果をPRします。

【重点事業③】 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充③
(船橋市農産物オーナー制度の創設)

新 規

船橋産農産物に興味をもつ人を増やすため、あらかじめ取り決めた市内の農作物について、種まきや収穫などを体験できる「農作物オーナー」を募集します。

【重点事業④】 船橋産農産物のブランド化促進

拡 充

船橋市農水産祭に代表される各種イベントでのPRや商談会への出展などを通じ、船橋ブランドの知名度向上を目指します。農業センターを活用して船橋産農産物の品質向上を支援することで、新たな農産物やその加工品のブランド化も目指します。

(既存の事業：継続)

・農産物ブランド推進事業

船橋市内で生産される農産物のブランド化を図ることで価値を高め、さらに市場や消費者に安心、安全をアピールすることで、品質の向上及び経営の安定を図ります。

< 施策 2 > 農商工連携・六次産業化^(注)・輸出の推進

異業種連携を通じて農産物の付加価値を高めるため、生産者と地元商工業者とのネットワークづくりに取組み、農商工連携や六次産業化などを支援します。

また、関係団体と連携し、船橋産農産物の輸出を促進します。



【主な取組み】

- ・生産者と地元商工業者との連携促進支援【重点事業①／短期】
- ・関係団体と連携した農産物の輸出支援

(重点事業の短期は3年以内に進める取組み)

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



【重点事業①】生産者と地元商工業者との連携促進支援

拡 充

関係部署・団体との連携のもと、生産者と地元商工業者（小売店、バイヤー、加工事業者）の情報交換の機会を提供し、農家の販路拡大やバイヤーとの農産物に関する情報共有、農商工連携、六次産業化^(注)等につなげます。

【その他の主な取組み】

・関係団体と連携した農産物の輸出支援

本市の高品質な農産物の販路を国内だけでなく海外にも拡大するため、農業協同組合や各種生産者団体など関係団体と連携し、船橋産農産物の輸出促進に取り組めます。

＜施策3＞生産性向上や安定経営に向けた支援

生産者の生産性・収益性の向上を支援するため、施設・設備の導入や生産・出荷の安定化などに向けた各種支援を実施するとともに、六次産業化、経営効率化、法人化など、専門的なノウハウを求める意欲ある生産者に対し、各分野の専門家を派遣して経営の高度化を支援します。また、農業センターを活用した営農改善相談の充実、生産者団体の活動支援などを通じ、生産者の一層の生産性向上に取り組めます。



【主な取組み】

- ・生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施【重点事業①／短期】
- ・農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣【重点事業②／中期】
- ・農業センターを活用した営農改善相談等の充実
- ・生産者団体の活動支援

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み、中期は5年以内に進める取組み）

【重点事業①】生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施

拡 充

生産者の施設・設備の導入や、生産・出荷の安定化などに向けた各種支援を実施し、生産性・収益性の向上を図ります。従来実施してきた各種助成に加え、新品種・推奨品種の導入や改植、畜産用設備、衛生環境設備等への助成についても実施を検討します。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

【重点事業②】 農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣**新 規**

生産者に対し、農業に関する各分野の専門家（六次産業化^{（注）}、流通、経営、効率化、法人化、ICT活用等）を派遣することで、経営の高度化を支援します。

【その他の主な取組み】**・農業センターを活用した営農改善相談等の充実**

市の農業センターを活用し、生産者の営農に関する悩みの解決と一緒に取組むことで、生産性の向上を支援します。

・生産者団体の活動支援

生産者団体が行う行事や交流会など各種活動を支援し、取組みが円滑に進むようにします。

（既存の事業：継続）**・施設園芸再整備事業**

都市化の進展に伴う優良農地の減少や生産環境の悪化に対処し、生産性の高い施設園芸の持続を図ります。

・新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業

園芸生産施設や省力機械等の整備を支援することで、産地の活性化や高収益を推進し、安定生産や品質向上を図ります。

・野菜生産出荷安定事業

市場における野菜の価格が著しく低落した時に、生産者に対して支援することで、野菜生産と出荷、及び経営の安定を図ります。

・なし産地育成事業

高品質果実を安定生産するため、多目的防災網等所要の整備に対して支援します。また、梨剪定枝の適正な処理を推進し、環境保全を図ります。

^{（注）} P.49～51「用語の説明」参照



〔方向性V〕「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり

本市の農業は、単に農産物を供給するだけでなく、都市農業という特性による多様な機能を発揮しています。市民から、居住地周辺の農地・農業について肯定的に捉える声や、教育への活用を求める声が聞かれる中、今後もまちづくりに「農」を活用することで、本市が市民にとってさらに魅力的なまちとなることが期待されます。一方、都市部での営農にあたっては、作業音の発生や農薬散布などに対して周辺住民の理解が不可欠となるため、消費者の都市農業に対する理解を深めるとともに、生産者も周辺住民や環境に配慮する農業を営むことが求められます。

こうした課題に対応するため、「〔方向性V〕「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり」では、＜1＞市民に対する船橋農業の情報発信の強化、＜2＞教育での農業の活用、＜3＞市民が農業に親しむ機会の創出、＜4＞環境に配慮する農業の推進、の4つの施策を展開します。



＜施策1＞市民に対する船橋農業の情報発信の強化

船橋農業についての市民の理解を深めるため、船橋農業にまつわるイベントの開催や、公共スペースを活用した展示の実施など、市民に向けた情報発信を充実させます。また、船橋農業に関する市民の声を積極的に収集することで、より効果的な情報発信につなげます。



【主な取組み】

- ・市民への広報・啓発活動の充実【重点事業①／短期】
- ・船橋農業に関する市民の声の収集

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み）

【重点事業①】市民への広報・啓発活動の充実

拡 充

市役所等の公共スペースの活用、生産者団体が実施するイベントの支援、船橋市農水産祭などイベントの開催により、市民の都市農業に関する理解促進に努めます。また、食育イベント等において地元農産物を紹介するリーフレットを活用するなど、広く市民へ啓発を図ります。

【その他の主な取組み】

・船橋農業に関する市民の声の収集

船橋農業についての定期的な市民意識調査や、農業モニターと消費者モニターとの交流会の実施などを通じて船橋農業に関する市民の声を収集することで、情報発信の内容や方法を随時見直し、効果的な啓発活動を展開します。

＜施策2＞教育での農業の活用

都市近郊に位置する本市は、農村地域と比べ、自然との触れ合いが少なくなりがちです。こうした環境においても、教育委員会と連携し、地元農産物を活用した食育活動の実施や、学校の敷地活用を含む学童農園の拡充など、地元農業を教育に積極活用することで、船橋の将来を担う子供たちに農業や食に対する理解を深める機会を提供し、子供たちの健全な発育を促します。



【主な取組み】

- ・児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実【重点事業①／中期】

（重点事業の中期は5年以内に進める取組み）

【重点事業①】児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実

拡 充

船橋農業をテーマとした児童・生徒向けのワークショップ、市内農地を活用した自然観察会の開催、学校の敷地活用を含めた学童農園の拡充等により、地域の児童・生徒が農業に親しむ機会を創出します。

（既存の事業：継続）

・学童農園推進事業

子供たちが農業体験を通じて、食料や農業の大切さを学び豊かな心を育むとともに、農業への理解を深めるために行う学童農園を推進します。



＜施策3＞市民が農業に親しむ機会の創出

都市部の市民が農業と接する機会を増やすため、ふるさと農園、農業体験農園、観光農園、福祉農園、学童農園など、各種農園の整備を進め、市民が農業に親しむ機会を提供します。また、農業センターを活用したイベントを開催し、市民と生産者が交流する機会を提供します。



【主な取組み】

- ・ ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備【重点事業①／短期】
- ・ 船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催【重点事業②／中期】
- ・ 農業センターを活用した市民と農業の交流機会提供

（重点事業の短期は3年以内に進める取組み、中期は5年以内に進める取組み）

【重点事業①】ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備

拡 充

市民が気軽に農業に接する機会を増やすため、ふるさと農園の拡充を進めるとともに、農業体験農園、観光農園など民間が主体となる農園の整備や運営を支援します。また、ふるさと農園利用者への講師派遣、農業体験農園運営の専門家派遣、運営の講習会開催などにより、農園の円滑な運営や利用者の満足度向上に努めます。

【重点事業②】船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催

新 規

消費者が船橋農業の魅力に触れる機会を増やすため、参加者が市内の農家をまわり、野菜や果実を収穫したり、卵や乳製品を入手したりして、市内の屋外施設で調理して食べるクッキングツアーを開催します。市民を主なターゲットとしますが、市外への船橋産農産物のPRも兼ね、市外からの参加者も募ることを検討します。

【その他の主な取組み】

・農業センターを活用した市民と農業の交流機会提供

市の農業センターを活用した交流会や直売会などのイベントを開催することで、市民と地域の生産者とが交流する機会を提供します。

（既存の事業：継続）

・ふるさと農園整備

市民の農業に対する理解を深めるため、また健全なレクリエーションの場として、農園を整備し、農地の有効活用の推進を図ります。

＜施策4＞環境に配慮する農業の推進

農地周辺の住民と調和した農業を推進するため、農薬の飛散を防止するネットやカバーの導入など、周辺環境に配慮する営農に対する助成を行います。また、環境に優しい持続可能な農業の実現に向け、剪定枝や家畜排せつ物等の活用、農業用廃プラスチックの適正処理推進、低濃度エタノールによる土壌消毒など、農業廃棄物の適正処理と再利用を推進するとともに、持続可能な農業に対する国や県の認証制度の周知・理解促進にも取り組めます。



【主な取組み】

- ・近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援【重点事業①／短期】
- ・農業廃棄物等の適正処理・再利用の推進
- ・「エコファーマー^(注)」や「ちばエコ農業^(注)」など認証制度の周知

(重点事業の短期は3年以内に進める取組み)

【重点事業①】近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援

拡 充

剪定枝や家畜排せつ物等の活用、土壌の低濃度エタノール消毒、農薬の飛散を防止するネット・カバーの導入など、地球環境や近隣住民の居住環境に配慮する農業に対する助成を行います。

【その他の主な取組み】

・農業廃棄物等の適正処理・再利用の推進

農業用廃プラスチックなどの農業廃棄物の適正処理・再利用を推進することで、環境保全と船橋農業の健全な発展を目指します。

・「エコファーマー」や「ちばエコ農業」など認証制度の周知

持続可能な農業に対する国や県の認証制度の周知・理解促進に取り組み、環境に優しい農業の普及を図ります。

（既存の事業：継続）

・農業用廃プラスチック対策事業

農業者から廃棄される園芸用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、環境の保全と施設園芸の健全な発展を図ります。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



・都市農業環境整備推進事業

強風や豪雨による優良土壌の飛散・流出を防ぐ対策としてカバークロープを、また土壌線虫等の病害虫防除方法として低濃度エタノールによる土壌消毒の使用普及を図り、環境にやさしい農業を推進します。

・放射性物質検査事業

福島原子力発電所事故に関連し、市内農産物及び土壌の放射性物質検査を行い、農産物の安全を確認し農業経営の安定を図ります。

・畜産環境衛生対策促進事業

家畜伝染性疾病の蔓延防止のための検査や予防注射を推進するとともに、都市畜産経営としての飼養環境整備の意識向上、普及、啓発事業に取組み、畜産経営の安定を図ります。

・さわやか畜産総合展開事業

家畜ふん尿を有益な有機質資源として、高品質な堆肥化及び耕種農家^(注)への流通を促進し、耕畜連携による畜産経営の安定化を図ります。



(注) P.49～51「用語の説明」参照

区域区分等に応じた施策展開

農業振興施策をより効果的に展開するため、区域区分等に応じた現況と課題、特に有効と考えられる重点事業を、次のとおり整理しました。地域の特性に応じた取組みを進めることで、船橋農業の多様性を確保しつつ持続的な発展につなげていきます。

区分	現況と課題	当地域で特に有効と考えられる重点事業の例
⑤ 市街化区域	- 市街地の中に農地が点在しており、施設栽培が盛んです。トマト、小松菜、ほうれんそう、枝豆など野菜のほか、梨等の果実も生産されています。 - 農地の多くが生産緑地地区^(注)に指定されていますが、平成34年(2022年)以降、生産緑地地区の行為の制限の解除等に伴う農地の減少が懸念されます。	○(方向性Ⅱ)＜施策1＞【重点事業①】最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全(P.23) ○(方向性Ⅱ)＜施策2＞【重点事業②】農地を活用した地域防災訓練の実施(P.24) ○(方向性Ⅴ)＜施策4＞【重点事業①】近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援(P.34)
⑤ (⑤)市街化調整区域 (⑤)農業振興地域以外	- 市街化区域に比べてまとまった農地があり、比較的規模の大きな営農も見られます。にんじん、だいこん、キャベツ、梨等の果実、施設栽培品目など幅広い農産物が生産されています。 - 住宅地と隣接しながら一定規模の営農が行われているため、近隣住民との共存・共栄がより重要となります。 - 市街地縁辺部において農地の宅地転用が進行していることから、優良な農地の保全が課題となっています。	○(方向性Ⅱ)＜施策1＞【重点事業②】農地の貸付、借受についてのマッチング促進(P.23) ○(方向性Ⅱ)＜施策1＞【重点事業③】耕作されない農地の活用促進(P.23) ○(方向性Ⅴ)＜施策3＞【重点事業①】ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備(P.33) ○(方向性Ⅴ)＜施策4＞【重点事業①】近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援(P.34)
農業振興地域	- 葉物野菜^(注)や重量野菜^(注)のほか、梨等の果実、水稻なども生産されており、都市近郊にも関わらず、大規模な営農が行われています。 - 市街化区域に比べ高齢化が進んでおり後継者問題が顕在化しています。こうした中、比較的規模が大きい耕作放棄地^(注)もみられ、今後の農地維持が課題となります。	○(方向性Ⅰ)＜施策1＞【重点事業②】新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援(P.19) ○(方向性Ⅱ)＜施策1＞【重点事業②】農地の貸付、借受についてのマッチング促進(P.23) ○(方向性Ⅱ)＜施策2＞【重点事業①】美しい景観づくりに向けた農地の活用促進(P.24)

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



第4章 農業振興計画の推進に向けて

○推進体制

本計画で掲げた将来像を実現するためには、行政はもとより、生産者、生産団体、市民、農業関連事業者などの関係者において、本計画の将来像及び展開される施策・事業への理解及び主体的な取組みが求められます。

市は本計画の周知徹底を図るとともに、各主体との情報共有、連携、協力体制を構築し本計画を推進します。また、分野横断的な課題に対応するため、庁内の横の連携強化を図ります。

○進行管理

計画の実効性を高めるため、定期的な農業を取り巻く現状・課題の把握や、本計画で推進する施策・事業の進捗管理・効果検証が必要です。

そのため、船橋市都市農業対策協議会において、定期的に各種統計・実態調査による定量評価、市民アンケート等を通じた定性的な評価、関係者による意見交換を通じた課題の把握などにより、取組み事業の進行状況を検証します（図表 21）。十分な成果が出ていない施策、事業分野においては、施策・事業内容、目標値の適切な見直しを実施します。

図表 21 船橋市農業振興計画の進行管理



船橋市都市農業対策協議会とは

主に地域の生産者団体・関係機関から選出された委員によって構成され、本市における農業の振興に関する計画・調査及び研究を実施し、その施策の具申や農業指導計画の作成・推進を行う組織です。

1. 関係主体の役割

(1) 生産者（農業者）

地域の農業を支える生産者は、生産技術・経営力の向上による収益性の向上、安心・安全・高品質な農産物の安定供給に努めるとともに、住民との交流機会の創出などを通じ市民の営農への理解促進による共存・共栄への取組みが期待されます。

(2) 生産者団体・JA 等関係機関

生産者団体・JA 等関係機関は地域の農業振興を図るうえで重要な役割を担っており、組織的な取組みによる生産者全体の経営改善、収益力向上、情報発信の強化、消費者や他産業との交流・連携といった多方面での支援が期待されます。

(3) 市民（消費者、NPO・ボランティア等も含む）

市民は、地域における安心・安全・高品質な農産物の安定供給、国土・環境の保全、災害時の防災機能など農業が持つ多様な役割を理解し、船橋産農産物の購入、農産物直売所の積極利用、市民農園^(注)の活用、援農ボランティア活動への参加等を通じて、農地保全と農業振興を支援することが望まれます。

(4) 事業者（市場、流通関係、小売事業者、食品加工事業者、飲食事業者など）

生産者や関係団体、行政との連携を通じ、地元農産物の積極利用による地産地消の推進、地域ブランド力強化、六次産業化^(注)の推進などの取組みが期待されます。

(5) 市

市は本計画で掲げた将来像の実現に向けて、外部・内部環境やニーズの変化、地域が抱える課題などを的確に把握し、国・県・周辺自治体と連携を図りながら各主体が求める農業振興策を展開します。また、分野横断的な課題に対応するため、庁内の横の連携強化を図ります。

^(注) P.49～51「用語の説明」参照



2. 重点事業の役割分担

施策番号	重点事業番号・重点事業名	事業主体（★） 連携（◎） 支援・参加（○）				
		生産者	生産者団体・JA等関係機関	市民	事業者	市
（方向性Ⅰ）船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成						
1	①新規就農を含めた認定農業者（注）の育成支援	○	◎			★
	②新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援	◎	○			★
2	①女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催	○	◎			★
3	①援農ボランティアの育成・PR	○	○	◎		★
	②法人化や民間企業参入の支援	◎	○			★
（方向性Ⅱ）農地の利用促進と多様な機能の発揮						
1	①最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全	◎	○			★
	②農地の貸付、借受についてのマッチング促進	○	◎			★
	③耕作されない農地の活用促進	◎	◎	○		★
2	①美しい景観づくりに向けた農地の活用促進	◎		○		★
	②農地を活用した地域防災訓練の実施	★	○	★		◎
（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大						
1	①船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化	○	○		◎	★
	②地域の直売所のPR活動の推進	○	◎			★
	③地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大	○	◎		◎	★
2	①学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用	○	○		◎	★

（注）P.49～51「用語の説明」参照

施策番号	重点事業番号・重点事業名	主体（★） 連携先（◎） 支援・参加（○）				
		生産者	生産者団体・JA等関係機関	市民	事業者	市
（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保						
1	①多様な手法による船橋産農産物のPR拡充① （船橋農業のポータルサイトとパンフレットの作成）	○	◎		○	★
	②多様な手法による船橋産農産物のPR拡充② （健康食材発掘・分析調査の実施）	○	◎			★
	③多様な手法による船橋産農産物のPR拡充③ （船橋市農産物オーナー制度の創設）	◎		○		★
	④船橋産農産物のブランド化促進	○	◎			★
2	①生産者と地元商工業者との連携促進支援	○	★		◎	★
3	①生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施	○	◎			★
	②農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣	◎	○		○	★
（方向性Ⅴ）「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり						
1	①市民への広報・啓発活動の充実	○	◎	○		★
2	①児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実	◎	◎	○		★
3	①ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備	◎	○	○		★
	②船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催	◎	○	○	◎	★
4	①近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援	◎	○	○		★



3. 目標指標

本計画では、以下の目標指標を設定することにより、事業推進目標の明確化と目標達成に向けた取組みの進捗評価を行います。なお、目標指標は環境変化や進捗状況によって適宜見直します。

（方向性Ⅰ）船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成

既に市内で営農している農業者の減少に伴い認定農業者¹の減少が見込まれる中、新規就農希望者や意欲ある農業者の支援により、H32年度（2020年度）の水準維持を目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
認定農業者の数	252人 (H26年度)	280人	280人

PRの充実や受入れ農家数の拡大、援農ボランティア団体との連携強化を図ることにより、年間20人程度の増加を目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
援農者 ² の数	124人 (H26年度)	234人	374人

（方向性Ⅱ）農地の利用促進と多様な機能の発揮

農地面積の減少が見込まれる中、市内の農地保全を推進し、年間3ha程度の減少に留めることを目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
優良農地面積 ³	726ha (H26年度)	718ha	697ha

耕作放棄地¹の面積の更なる減少を図り、年間0.9haの解消を目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
耕作放棄地の面積	80.2ha (H29年度)	77.5ha	71.2ha

¹ P.49～51「用語の説明」参照

² 農業の労働力不足を補うために、農作業に必要な知識と技術を習得する者（H18年度からの累計）。

³ 農業振興地域¹の農用地区域¹と生産緑地¹の合計面積

（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大

生産者と地元事業者との連携強化や、地元出荷の増加などにより地産地消を推進し、市民の船橋産農産物の購入機会の向上を図ります。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
船橋産農産物の 購入状況 ⁴	84.4% (H28年度)	87.0%	90.0%

直売所の継続的なPRや取扱農産物の充実などにより、市民の農産物直売機会及び頻度の向上を目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
月に1回以上農産物直売所を 利用する市民の割合 ⁵	34.9% (H28年度)	40.0%	50.0%

（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保

船橋ブランドの強化・PR、地元商工業者との連携促進等により、品質の高さが広く認知され、市場の取引単価が上がることにより、生産者の収入が増加をすることを目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
農産物の単価	梨	高品質を維持し、 より高値での取引 を目指す	同左
	小松菜		
	にんじん		
	枝豆		

（方向性Ⅴ）「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり

市民と農業者の交流を通じ市民の農業への理解を深めるため、市内耕作放棄地⁶等を活用しふるさと農園を整備します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
ふるさと農園區画数	1,072区画 (H26年度)	1,700区画	2,000区画

市民への広報・啓発、市民が農業と親しむ機会の創出、環境配慮に対する営農への助成等を通じ市民の農地保全への理解醸成を目指します。

指 標	現状値	平成32年度 (2020年度)	平成39年度 (2027年度)
農地があった方が良いと 感じる市民の割合 ⁷	54.0% (H28年度)	55.0%	60.0%

⁴ 市内消費者アンケートにおける「よく購入する」と「たまに購入する」の合計

⁵ 市内消費者アンケートにおける「月に1回程度」と「月に2～3回程度」と「週に1回程度」と「週に2～3回程度」の合計

⁶ P.49～51「用語の説明」参照

⁷ 市内消費者アンケートにおける「農地があった方が良い」の割合



4. 重点事業（短期）の取組み順

各施策に挙げた重点事業のうち、短期（3年以内に進める取組み）のものについては、着手する順序を明確にするため、下記のとおり取組み順を設定します。なお、取組み順は各事業の進捗状況や環境変化に応じて適宜見直します。

取組み順の表記方法

1～3の三段階で表記しています。1に近づくほど（数字が小さいほど）、早い取組み順となります。

施策番号	重点事業番号・重点事業名（短期）	取組み順
（方向性Ⅰ）船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成		
1	①新規就農を含めた認定農業者 ^(注) の育成支援	1
	②新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援	3
2	①女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催	1
（方向性Ⅱ）農地の利用促進と多様な機能の発揮		
1	①最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全	2
	②農地の貸付、借受についてのマッチング促進	1
2	①美しい景観づくりに向けた農地の活用促進	3
	②農地を活用した地域防災訓練の実施	3
（方向性Ⅲ）地産地消の推進と販売機会の拡大		
1	②地域の直売所のPR活動の推進	1
	③地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大	1
2	①学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用	1

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

施策 番号	重点事業番号・重点事業名（短期）	取組み順
（方向性Ⅳ）付加価値・生産性の向上による収益性の確保		
1	①多様な手法による船橋産農産物のPR拡充① （船橋農業のポータルサイトとパンフレットの作成）	2
	②多様な手法による船橋産農産物のPR拡充② （健康食材発掘・分析調査の実施）	3
2	①生産者と地元商工業者との連携促進支援	2
3	①生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施	1
（方向性Ⅴ）「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり		
1	①市民への広報・啓発活動の充実	1
3	①ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備	1
4	①近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援	1



参考資料

1. 策定経過

実施日・実施期間	策定経過の概要
平成28年5月17日	第1回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・委員長、副委員長の選出 ・船橋市農業振興計画の策定について
平成28年10月17日	第2回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・基礎調査概要について ・アンケート調査について
平成28年11月 ～平成29年4月	生産者・関係団体ヒアリング調査
平成28年12月6日 ～12月28日	消費者（市内）アンケートの実施
平成28年12月7日 ～12月11日	消費者（市外）アンケートの実施（Webアンケート）
平成28年12月8日 ～平成29年1月5日	生産者アンケートの実施
平成29年2月14日	第3回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・アンケート調査等の分析及び今後の方向性について
平成29年4月20日	委員による市内の農地・直売所等の現地視察
平成29年7月	船橋市農産物直売所マップ作成・配布
平成29年8月22日	第4回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・船橋市農業振興計画の施策内容について
平成29年10月25日	委員による六次産業化 ^(注) の現地視察（株式会社ニチレイフーズ船橋第二工場）
平成29年11月8日	第5回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・船橋市農業振興計画（素案）について
平成29年12月15日 ～平成30年1月15日	パブリック・コメントの実施
平成30年1月22日	第6回 船橋市農業振興計画検討委員会 ・船橋市農業振興計画の策定について
平成30年2月	船橋市農業振興計画の策定

^(注) P.49～51「用語の説明」参照

2. 船橋市農業振興計画検討委員会

(1) 設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、農業のもたらす様々な恵みを生かした都市づくりを進めるための船橋農業振興の目標及びその実現に向けた諸施策を定めるため、船橋市農業振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 船橋市農業の振興のための基本的な方針及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 消費生活モニター経験者
- (2) 船橋市援農クラブ関係者
- (3) 船橋市に係わる農業協同組合の関係者
- (4) 船橋市に係わる農業協同組合関連部会の関係者
- (5) 船橋市内の農業生産者関連団体の関係者
- (6) 船橋市地方卸売市場の関係者
- (7) 京葉コンビナート協議会の関係者
- (8) 船橋市商工会議所の関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 千葉県職員
- (11) 船橋市農業委員会委員
- (12) 市職員

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。



(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、経済部農水産課に置く。

(公務上の災害補償)

第 7 条 委員（第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる委員は除く）が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）の規定に準じて補償する。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要領は平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

(2) 委員名簿

職名	委員名	所属	役職（就任時）	任期
委員長	藤島 廣二	東京聖栄大学	客員教授	平成28～29年度
副委員長	澤川 隆	千葉県東葛飾農業事務所	所長	平成28～29年度
委員	田中 行雄	船橋市農業委員会	会長	平成28年度
委員	岡庭 一美	船橋市農業委員会	会長	平成29年度
委員	金子 武晃	船橋市花卉組合	組合長	平成28～29年度
委員	富永 好一	市川市農業協同組合	常務理事	平成28～29年度
委員	湯浅 清春	船橋市畜産協会	会長	平成28～29年度
委員	齋藤 一夫	船橋市果樹園芸組合	組合長	平成28～29年度
委員	中島 佐幸	船橋市園芸協会	副会長	平成28～29年度
委員	石山 正剛	ちば東葛農業協同組合	常務理事	平成28～29年度
委員	齋藤 英幸	J A いちかわ船橋地区青年部	部長	平成28～29年度
委員	成島 美行	ちば東葛農業協同組合 西船地区青壮年部	部長	平成28～29年度
委員	三橋 美佐子	J A いちかわ船橋地区女性部	部長	平成28～29年度
委員	金子 しのぶ	ちば東葛農業協同組合 西船地区女性部	前貝塚支部 副支部長	平成28～29年度
委員	長縄 美奈子	一般消費者	消費生活モニター 経験者	平成28～29年度
委員	竹内 増雄	一般消費者	消費生活モニター	平成28～29年度
委員	和田 孝久	長印船橋青果(株)	代表取締役社長	平成28～29年度
委員	山根 公平	(株)ニチレイフーズ	船橋第二工場長	平成28年度
委員	高橋 克彰	(株)ニチレイフーズ	船橋第二工場長	平成29年度
委員	澤井 誠治	船橋商工会議所	事務局長	平成28年度
委員	宮津 隆久	船橋商工会議所	事務局長	平成28～29年度
委員	小林 泰嘉	船橋市援農クラブ	副代表	平成28～29年度
委員	福田 幸雄	船橋市	経済部長	平成28年度
委員	原口 正人	船橋市	経済部長	平成29年度



3. 用語の説明

【あ行】

用語	意味	ページ
RCEP（東アジア地域包括的経済連携）	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。東南アジア諸国連合 10 か国と日本・中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・インドの計 16 か国が交渉に参加する、広域的な経済連携構想。	3
EPA（経済連携協定）	Economic Partnership Agreement の略。経済分野において、FTA（自由貿易協定）よりも幅広い連携を目指して締結する協定。	3
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を都道府県知事に提出し、認定された農業者。	17、34
FTA（自由貿易協定）	Free Trade Agreement の略。特定の国や地域で、域内の関税などを撤廃し、自由貿易の発展を目指す協定。	3

【か行】

用語	意味	ページ
家族経営協定	家族で農業経営に携わっている場合において、各世帯員が、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間で話し合い取り決めたもの。	16、19、20
行政区域	行政を行ううえでの地域の区分（都道府県、市区町村など）に基づいて分けられた区域。	4
経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積。	4
経営体（農林業経営体）	農林産物の生産を行うか、または委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、一定の要件に該当する事業を行う者。	7
耕作放棄地	以前耕作されていたが、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地。	1、4、12 13、22、23 36、41、42
耕種農家	田畑を耕し、作物（米、野菜、果樹、花卉など）を生産する農家。	35

【さ行】

用語	意味	ページ
市街化区域	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された区域。	3、5、22 23、36
市街化調整区域	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として区分された区域。	5、22、23 36
自給的農家	経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。	6

市民農園	レクリエーション、生きがいつくり、体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。	11、12、38
重量野菜	葉菜類（葉・茎・花の部分を利用する野菜）のうち、キャベツ等の大きなもの。	36
生産緑地（生産緑地地区）	市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区。	3、4、5 12、13、22 23、36、41
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。	6

【た行】

用語	意味	ページ
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。	6
第2種兼業農家	農業所得を従とする（農業以外の所得を主とする）兼業農家。	6
ちばエコ農業	農業の自然環境に与える負荷を軽減し、持続的な農業の推進を図るとともに、生産者と消費者のお互いの顔が見える農業を実現し、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作るために、通常と比べて農薬や化学肥料をできるだけ減らした栽培を行う産地の指定や、これらの産地などで栽培された農産物について千葉県独自の認証を行う制度。	17、34
TPP（環太平洋パートナーシップ協定）	Trans-Pacific Partnership の略。アジア太平洋地域において、広域的な自由貿易圏の構築を目指すための協定。	3

【な行】

用語	意味	ページ
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく安定した魅力ある農業経営を目指して自ら作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者。	16、18、19 23、39、41 43
農家人口	農家を構成する世帯員の総数。	6
農業産出額	農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出された金額。	7
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県が指定する地域。	4、5、22 23、36、41
農地台帳面積	農地法の規定に基づき、農業委員会が管理する農地台帳における農地の面積。	4
農地中間管理機構	農地の集約化や有効利用を図るため、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す組織。	23



農用地区域	農業振興地域内において、将来にわたって農業のために利用していくべき土地として市町村が設定する区域。	4、41
農林業センサス	政府が、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成するために、5年ごとに実施している調査。	4、6、7 8

【は行】

用語	意味	ページ
葉物野菜	主に葉の部分食用とする野菜。	36
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。	4、6
防災協力農地	災害発生時に、避難用地や仮設住宅等の建設用地としての使用に協力するものとしてあらかじめ登録された農地。	16、24

【ら行】

用語	意味	ページ
RESAS（地域経済分析システム）	Regional Economy (and) Society Analyzing System の略。地方創生の様々な取組みを情報面から支援するため、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約・可視化するシステム。	8
六次産業化	農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法。	2、15、17 27、28、29 30、38、45

4. 船橋市都市農業対策協議会

(1) 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、船橋市都市農業対策協議会（以下「協議会」という。）といい、事務局を船橋市経済部農水産課内に置き、事務及び会計の処理にあたる。

(目的)

第2条 協議会は、本市における農業の振興に関する諸般の計画・調査及び研究を行い、その施策を具申するとともに農業指導計画の作成とその円滑な推進を図る。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業経営の改善に関すること。
- (2) 農用地の有効利用に関すること。
- (3) 土地の基盤整備に関すること。
- (4) 経営近代化施設の整備に関すること。
- (5) 農業後継者の育成に関すること。
- (6) 営農組織の育成に関すること。
- (7) 兼業農家の指導に関すること。
- (8) 農業制度金融の推進に関すること。
- (9) 農畜産物の生産拡大と流通改善に関すること。
- (10) 農村集落の環境整備に関すること。
- (11) 農業指導の推進に関すること。
- (12) その他農業振興施策に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 農業団体を代表する者。
- (2) 農業青年を代表する者。
- (3) 農業女性を代表する者。
- (4) 関係機関を代表する者。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 2名
監事 2名

2 協議会の役員は次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

- (1) 会長は、船橋市農業委員会会長が務めるものとする。



- (2) 副会長は、船橋市園芸協会会長及び船橋市畜産協会会長が務めるものとする。
 - (3) 幹事は、船橋市果樹園芸組合長及び船橋市花卉組合長が務めるものとする。
- (役員の職務)

第6条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、会長が召集し議長となる。

(部会)

第8条 協議会に事業の円滑化を図るため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会を構成するものの互選により定める。
- 4 部会の運営は、第7条の規定を準用する。
- 5 部会は、開催結果等について、協議会に報告しなければならない。

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほかは、協議会の運営について必要な事項は、別途協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、昭和53年11月10日から実施する。

昭和57年4月22日 一部改正
昭和60年12月24日 一部改正
平成8年5月30日 一部改正
平成10年5月25日 一部改正
平成18年6月1日 一部改正
平成24年5月16日 一部改正
平成25年5月22日 一部改正

(2) 委員名簿

1. 農業団体を代表する者

船橋市農業委員会長

市川市農業協同組合代表理事理事長

ちば東葛農業協同組合代表理事組合長

船橋市園芸協会長

船橋市果樹園芸組合長

船橋市花卉組合長

船橋市畜産協会長

船橋市農業士等協会長

2. 農業青年を代表する者

J A いちかわ船橋地区青年部長

ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部長

船橋市農業青少年クラブ会長

3. 農業女性を代表する者

J A いちかわ船橋地区女性部長

ちば東葛農業協同組合西船地区女性部長

4. 関係機関を代表する者

千葉県東葛飾農業事務所長



船橋市経済部農水産課

〒 273-8501 船橋市湊町 2 - 10 - 25

電 話 047 (436) 2493

F A X 047 (436) 2485

メール nosuisan@city.funabashi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.funabashi.lg.jp>

